

平成26年全国消費実態調査標本設計の概要（案）

< 標本設計の基本方針 >

平成26年全国消費実態調査においては、世帯のプライバシー意識の高まりや記入者負担等による厳しい調査環境と、それに伴う調査員及び地方公共団体職員の負担が指摘されている。このような中、母集団となる世帯状況の変化や予算上の制約、家計簿記入における調査世帯の負担等を踏まえ、少なくとも前回並みの精度を維持するような標本設計を目指す。なお、標本設計の基本的な方針は前回（平成21年）調査に準ずるものとし、情勢の変化に応じた所要の変更を行うこととする。

1. 二人以上の世帯と単身世帯の標本配分

国勢調査の結果をみると、引き続き世帯規模は縮小し、単身世帯の急速な増加が続いている。全国消費実態調査においても、前回調査において調査世帯構成比の見直しを行っているが、依然として単身世帯比率が低くなっている。そのため、今回調査においても、母集団における単身世帯数の増加を考慮し、より世帯比率の実態を反映した標本設計とするために、二人以上の世帯と単身世帯の標本配分を見直すこととする。

国勢調査における世帯数等

調査年	一般世帯数		構成比（％）			増加率（年率％）			
	(千世帯)	1人	2人以上	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
平成2年	40,670	9,390	31,281	100.0	23.1	76.9	-	-	-
平成7年	43,900	11,239	32,661	100.0	25.6	74.4	1.6	3.9	0.9
平成12年	46,782	12,911	33,871	100.0	27.6	72.4	1.3	3.0	0.7
平成17年	49,063	14,457	34,605	100.0	29.5	70.5	1.0	2.4	0.4
平成22年	51,842	16,785	35,058	100.0	32.4	67.6	1.1	3.2	0.3

全国消費実態調査の調査世帯数

調査年	調査世帯数			構成比（％）			増加率（年率％）			
	総数	単身	モニター	総数	単身	二人以上	総数	単身	二人以上	
平成6年	59,794	4,690	-	55,104	100.0	7.8	92.2	-	-	-
平成11年	59,794	5,002	-	54,792	100.0	8.4	91.6	0.0	1.3	-0.1
平成16年	59,374	5,002	-	54,372	100.0	8.4	91.6	-0.1	0.0	-0.2
平成21年	58,406	6,002	1,600	52,404	100.0	10.3	89.7	-0.3	4.0	-0.7
平成26年	58,352	6,696	2,000	51,656	100.0	11.5	88.5	0.0	2.3	-0.3

(1) 二人以上の世帯

標本を約700世帯削減し、約51,700世帯とする。

小都市B及び町村の標本を削減し、大都市へ多めに配分する。

(2) 単身世帯

標本を約700世帯増やし、全体で約6,700世帯とする。このうち全消単身へ約4,700世帯、モニター単身へ約2,000世帯配分する。

2. 母集団

母集団の推計は、直近の国勢調査の結果を用いる。(二人以上の世帯については平成 22 年国勢調査の公表結果を、単身世帯については平成 22 年国勢調査標本基礎資料を利用する。)

3. 調査世帯数

調査世帯数は、二人以上の世帯及び単身世帯合わせて約 58,400 世帯とする。

世帯区分	平成 26 年調査	参考 平成 21 年調査		
二人以上の世帯	約 51,700 世帯	52,404 世帯		
単身世帯	計	約 6,700 世帯	計	6,002 世帯
	全消単身	約 4,700 世帯	全消単身	4,402 世帯
	モニター単身	約 2,000 世帯	モニター単身	1,600 世帯
合計	約 58,400 世帯	58,406 世帯		

4. 抽出方法

(1) 二人以上の世帯

市については全ての市を調査対象とし、町村については一部を抽出する。市町村構成は平成 26 年 1 月 1 日現在のものとする。

市部では各市の調査単位区(近接する 2 つの国勢調査調査区から構成する。)を第 1 次抽出単位、世帯を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第 1 次抽出単位、各町村の調査単位区(同上)を第 2 次抽出単位、世帯を第 3 次抽出単位とする層化 3 段抽出法により調査世帯を抽出する。ただし、原発避難区域の調査単位区は抽出しないこととする。

(2) 単身世帯

実査の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区から抽出することとする。ただし、原発避難区域の調査単位区は抽出しないこととする。

5. 調査単位区数及び調査世帯数

(1) 二人以上の世帯

調査世帯数は、大都市、中都市及び町村については、各市及び都道府県ごとの郡部(町村計)それぞれにおける母集団の二人以上の世帯数に比例させて配分する。ただし、東京都区部は 1 市とみなす。小都市 A 及び B については、原則各々一律の調査世帯数を配分する。

1 調査単位区当たりの調査世帯数を 11 世帯とし、これに基づき調査単位区数を決定する。

ただし、都道府県や都道府県庁所在市などの単位で最低配分数を確保するほか、

母集団の多い政令指定都市（東京都区部含む。以下同様。）に調査世帯数が偏ると実査上の問題が生じるため、都市の抽出率を調整する。

大都市：政令指定都市、中都市：人口 15 万以上 100 万未満の市、小都市 A：人口 5 万～15 万未満の市、小都市 B：人口 5 万未満の市

市部の調査世帯数の配分

- (ア) 政令指定都市のうち、区ごとの配分数が 33 世帯に満たない市については、区ごとに 33 世帯（3 調査単位区）を配分する。また、配分数が過大となる市については、基準抽出率に調整倍率を乗じて調整する。
- (イ) 都道府県庁所在市及び人口 40 万以上の市のうち、配分数が 176 世帯に満たない市については、176 世帯（16 調査単位区）を配分する。
- (ウ) 人口 25 万以上 40 万未満の市のうち、配分数が 143 世帯に満たない市については、143 世帯（13 調査単位区）を配分する。
- (エ) 人口 15 万以上 25 万未満の市のうち配分数が 99 世帯に満たない市については、99 世帯（9 調査単位区）を配分する。
- (オ) 人口 5 万以上 15 万未満の市については、原則 33 世帯（3 調査単位区）を配分する。
- (カ) 人口 5 万未満の市については、一律 22 世帯（2 調査単位区）を配分する。
- (キ) 都道府県ごとの配分数が 550 世帯（50 調査単位区）に満たない都道府県については、550 世帯を配分する。その際追加する世帯数は、各都道府県の市及び郡部の二人以上の世帯数に比例して配分した。

郡部の調査世帯数の配分

郡部の調査世帯数は、都道府県ごとに配分する。調査町村数は、郡部に配分された調査世帯数を 22 で除した数だけ割り当てることとする。

- (ア) 町村の抽出は、調査町村の数だけ各都道府県内の町村を層化し、原則として各層から 1 町村を抽出する。
- (イ) 1 町村には一律 22 世帯（2 調査単位区）を配分する。

(2) 単身世帯

実査の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区から 1 調査単位区当たり 1 世帯を配分する。

	1 大都市 ¹		2 中都市 県庁市及び40万以上:176世帯(16単位区) 25万以上:143世帯(13単位区) 15万以上:99世帯(9単位区)						3 小A 原則33世帯(3単位区)				4 小B 22世帯(2単位区)				5 町村 22世帯(2単位区)			市町村数	調査市町村数	調査世帯数	【参考】 ³								
	100万~		50~100万		40~50万		30~40万		25~30万		20~25万		15~20万		10~15万		5~10万		3~5万					~3万		2					
	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数	調査世帯数	市数					調査世帯数	市数	調査世帯数	町村数	調査町村数	調査世帯数		
01 北海道	1	473				1	143	1	143			3	297	3	99	7	231	6	132	13	286	144	17	374	179	52	2,178		01		
02 青森県								1	176	1	99	1	99			3	99	4	88			30	5	110	40	15	671		02		
03 岩手県								1	176					3	99	3	99	3	66	4	88	19	4	88	33	18	616		03		
04 宮城県	1	330										1	99	1	33	6	198	4	88			22	6	132	35	19	880		04		
05 秋田県						1	176									6	198	4	88	2	44	12	2	44	25	15	550		05		
06 山形県								1	176					2	66	2	66	5	110	3	66	22	3	66	35	16	550		06		
07 福島県						2	286	1	176					1	33	6	198	3	66			46	6	132	59	19	891		07		
08 茨城県								1	176	1	99	2	198	4	132	14	462	10	220			12	4	88	44	36	1,375		08		
09 栃木県			1	176								2	198	4	132	4	132	2	44	1	22	12	4	88	26	18	792		09		
10 群馬県						2	319			2	198			1	33	7	231					23	5	110	35	17	891		10		
11 埼玉県	1	429	1	209			3	429			4	396	3	297	10	330	18	594					23	8	176	63	48	2,860		11	
12 千葉県	1	319	1	220	3	528			1	143			6	594	4	132	14	462	6	132	1	22	17	4	88	54	41	2,640		12	
13 東京都	1	880	1	253	1	220			1	176	1	121	6	726	7	231	9	297					13	1	22	40	28	2,926		13	
14 神奈川県	3	1,441			2	352			1	143	3	297	3	297	3	99	2	66	2	44			14	5	110	33	24	2,849		14	
15 新潟県	1	275							1	187	1	132			2	66	7	231	7	154	1	22	10	1	22	30	21	1,089		15	
16 富山県					1	198							1	110			3	110	5	110			5	1	22	15	11	550	44	16	
17 石川県					1	209								2	88	3	99	2	44	3	66	8	2	44	19	13	550	55	17		
18 福井県									1	231							4	187	2	44	2	44	8	2	44	17	11	550	110	18	
19 山梨県												1	187			4	143	6	132	2	44	14	2	44	27	15	550	22	19		
20 長野県						1	176				1	99	1	99	2	66	8	264	4	88	2	44	58	7	154	77	26	990		20	
21 岐阜県					1	176						1	99	2	66	9	297	5	110	3	66	21	5	110	42	26	924		21		
22 静岡県	2	517							1	154	1	110	1	110	6	198	5	165	6	132	1	22	12	4	88	35	27	1,496		22	
23 愛知県	1	528			1	209	4	704					3	330	6	198	19	627	4	88			16	6	132	54	44	2,816		23	
24 三重県							1	143	1	176					2	66	4	132	1	22	3	66	15	4	88	29	18	891		24	
25 滋賀県							1	176							4	132	6	198	2	44			6	1	22	19	14	572		25	
26 京都府	1	495										1	99				10	330	2	44	1	22	11	2	44	26	17	1,034		26	
27 大阪府	2	1,133	1	209	1	209	3	506	2	330	1	121	2	220	10	330	11	363					10	3	66	43	36	3,487		27	
28 兵庫県	1	462	1	187	2	352			2	286	1	99	2	198	1	33	7	231	11	242	1	22	12	4	88	41	33	2,200		28	
29 奈良県							1	176							2	66	5	165	4	88			27	5	110	39	17	605		29	
30 和歌山県							1	209									5	187	2	44	1	22	21	4	88	30	13	550	55	30	
31 鳥取県												1	264	1	99	1	55	1	22					15	5	110	19	9	550	242	31
32 島根県											1	220	1	132			2	88	3	66	1	22	11	1	22	19	9	550	99	32	
33 岡山県	1	242			1	176								1	33	3	99	9	198			12	2	44	27	17	792		33		
34 広島県	1	385			1	176					1	99	1	99	3	99	1	33	3	66	3	66	9	3	66	23	17	1,089		34	
35 山口県									1	143				2	275	3	99	4	132	2	44	1	22	6	1	22	19	14	737		35
36 徳島県									1	231							2	99	4	88	1	22	16	5	110	24	13	550	132	36	
37 香川県					1	231								1	44	4	165	2	44			9	3	66	17	11	550	99	37		
38 愛媛県			1	176							1	99	2	66	2	66	5	110					9	2	44	20	13	561		38	
39 高知県							1	264											3	66	7	154	23	3	66	34	14	550	110	39	
40 福岡県	2	726					1	143						4	132	13	429	7	154	1	22	32	11	242	60	39	1,848		40		
41 佐賀県										1	209			1	55	3	132	3	66	2	44	10	2	44	20	12	550	88	41		
42 長崎県					1	176								1	33	2	66	6	132	2	44	8	2	44	21	15	638		42		
43 熊本県	1	253												1	33	7	231	2	44	3	66	31	5	110	45	19	737		43		
44 大分県					1	187								1	33	4	132	5	110	3	66	4	1	22	18	15	550	11	44		
45 宮崎県					1	187						1	110	1	33	2	66	2	44	2	44	17	3	66	26	12	550	22	45		
46 鹿児島県			1	209										2	66	4	132	7	154	5	110	24	3	66	43	22	737		46		
47 沖縄県							1	176						3	99	5	165	2	44			30	5	110	41	16	594		47		
	21	8,888	8	1,639	19	3,586	24	4,026	20	3,366	20	2,299	49	5,434	107	3,652	270	9,152	178	3,916	75	1,650	929	184	4,048	1,720	975	51,656	1,089		

1 政令市の区は最低3単位区・33世帯

2 調査町村数は、県ごとに町村に配分された調査世帯数から算出

3 都道府県ごとの最低配分世帯数(550世帯)に満たないため追加配分した世帯数